

臓器提供意思表示カードの様式変更等について

平成22年3月8日

臓器移植に係る普及啓発に関する作業班
篠崎 尚史

1. 経緯

法改正により、本人意思が不明の場合に家族の承諾により脳死判定及び臓器提供を行うことや、臓器提供の意思に併せて親族優先提供の意思表示が可能となった。

これを受け、厚生労働省と（社）日本臓器移植ネットワークにおいて作成・配布している臓器提供意思表示カード等の様式について、当作業班においても議論を行った。

今般、作業班における各班員の御意見を踏まえ、事務局とともに、カード様式の見直しイメージを作成した。

（作業班における主な意見）

- ・ 親族優先の意思表示は、能動的に行う方法をとるべきであること
- ・ カードの様式については、(ア)法律の趣旨を踏まえたものにする、(イ)記載不備が生じることを防ぐとともに、(ウ)記載しやすいシンプルなものにする、(エ)本人の意思表示が確認しやすいものとするよう、工夫すること
- ・ 臓器移植に関する情報を記載したパンフレットとともにカードを配布することを原則とすること
- ・ 今後の移植医療の状況等も踏まえ、厚生労働省・（社）日本臓器移植ネットワークはより良い意思表示カードについて引き続き検討を続けるべき。

なお、臓器提供意思表示カードの見直しについては、今後事務局においてパブリックコメントを実施予定とのことである。

2. 臓器提供意思表示カードの見直し（別紙カードイメージ参照）

- ① 親族優先提供の意思表示は、単に○×を付けるのではなく、能動的に記載していただく方式とする。

〈親族優先提供の意思〉

（現 行）カードの余白に自筆で記載する

（見直し）「特記欄」を設け、自筆で記載できるようにする。

- ② 記載不備が生じにくいよう、できるだけ分かりやすい、シンプルな様式とする。

〈臓器の指定〉

（現 行）提供したい臓器を○で囲む（提供したくない臓器に×を付ける）

（見直し）提供したくない臓器に×をつけることとする。

これにより、○を付けた臓器、×を付けた臓器、何も付いていない臓器の3種類の記載が生じることによる混乱を防ぐことが可能となる。

〈組織の提供意思〉

(現行)「その他」欄に自筆で記載

(見直し)「特記欄」に記載できるようにする。

これにより、臓器提供の意思をまず表示した上で、親族優先提供の意思及び組織の提供意思は「特記欄」に表示、と明確に整理可能となる。

③ 臓器提供の意思表示方法について、見直しを行う。

〈脳死後及び心停止後の臓器提供意思〉

(現行)「脳死後」の提供、心停止後の提供に関する意思表示がそれぞれ独立。

(見直し)「脳死後」の部分を、「脳死後及び心停止後のいずれでも」と修正する。

この修正は、法改正後に現行カードを用いて意思表示を行った場合に、2(心停止後)のみに○があったときの脳死下臓器移植について、本人意思を“拒否”とするのか“不明”とするのかによって大きく取扱いが異なってくることを踏まえたもの。

④ その他のカード様式見直し

〈家族署名欄の取扱い〉

臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の意思を家族に知ってもらえることから、カードに関しては、残すこととする。

〈問い合わせ先の記載〉

問い合わせ先の電話番号等をカード表面に記載することにより、記載に疑義が生じた場合の情報へのアクセスを容易にする。

⑤ パンフレットとカードを一体として配布することを原則とする。

- ・パンフレットには臓器移植に関する情報、意思表示に関する情報を記載する。
- ・パンフレットと一体として配布することで、カードの様式はシンプルにする。

3. 運転免許証、健康保険証等に記載欄を設ける際の考え方

- 臓器提供意思表示カードの記載事項を踏まえ、基本的に次の事項を盛り込む必要があるのではないか。
- ただし、スペースに制約があることから、やむを得ず省略する場合には、同時に配布されるパンフレット等を活用し、記載者が親族優先提供の意思表示等の必要な情報を容易に入手できるようにする。
 - 1) 臓器提供に関する意思
 - ① 脳死下での提供意思 (提供する臓器の別を含む)
 - ② 心停止下での提供意思 (提供する臓器の別を含む)
 - ③ 臓器を提供しない意思
 - 2) 本人の署名及び署名年月日
 - 3) 特記欄
 - 4) 臓器提供に関する問い合わせ先

新しい意思表示カードのイメージ

○ 様式変更のポイント

- ・ 改正法の趣旨を踏まえ、臓器提供の意思表示(カードの1. と2.)を見直し。
- ・ 特記欄を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を記入できるようにする。
- ・ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとともに、カード本体には問い合わせ先を記載。

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。
(×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 【腎臓・膵臓・眼球】

3. 私は臓器を提供しません。

〔特記欄: 〕

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

臓器提供意思表示カード

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク
ドナー情報専用全国共通連絡先: 0120-22-0149



このカードは常に携帯してください。
臓器移植に関するお問い合わせ先: 0120-78-1069
(社)日本臓器移植ネットワーク <http://www.jotnw.or.jp>



(参考)現行意思表示カード

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____



(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

臓器提供意思表示カード

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク
ドナー情報専用全国共通連絡先: 0120-22-0149



このカードは常に携帯してください。